時価総額基準の見直しに伴う「株券上場廃止基準」等の一部改正について

平成16年10月29日 株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

現行の時価総額に係る上場廃止基準では、上場株式数が多大である銘柄に対して当該基準の実 効性が確保されないこととなるため、株価が一定期間著しく低位にとどまるような市場評価を受 ける上場銘柄について、現行の時価総額に係る上場廃止基準に該当する上場銘柄と同様に当取引 所の投資対象物件としてふさわしくないものと認め上場廃止の対象とします。

改正の概要は下記のとおりです。

2. 改正概要

時価総額に係る上場廃止基準の見直し

現行の上場廃止基準に加えて、上場時価総額が上場株式数に2を ・株券上場廃止基準第2 乗じて得た数値に満たない場合において3か月以内に当該数値以上 とならないときを、上場廃止の対象とします。

(備 考)

条第1項第4号等

3.施行日

平成16年11月1日から施行する。

以 上